

「安全保障関連法案に反対する専修大学有志の会」へのお誘い

有志代表

新井 勝紘

石村 修

晴山 一穂

廣渡 清吾

藤森 研

例年になく暑かった夏もようやく峠を越し、皆さまにはご研究、新学期のご準備等でお忙しい日々をお過ごしのことと存じます。

さて、先般の「専修大学九条の会」立ち上げに際しましては、数多くの方のご賛同をいただきましたことに、あらためて御礼を申し上げます。7月25日に開きました第一回の講演会は大きな反響があり、『東京新聞』等でもその模様が報じられました。その際に採択されましたアピール文でも宣言しましたように、常に民主主義と平和を希求するわたしたちの当面の課題は、世論やわたしたちの願いを無視するような安倍晋三政権の暴挙を止めることであり、切迫した国会審議という状況の中、憲法第九条の精神に則りつつ、現在審議中の「安全保障関連法案」の廃案を求めることが、現在、なによりも必要となっております。

そこで「専修大学九条の会」では現況に適切に対応すべく、本会を母体として「安全保障関連法案に反対する有志の会」を緊急に立ち上げる必要がある、と判断いたしました。もとよりわたしたちの思いは同じであり、新たな会にもみなさまのご賛同をいただけるものと確信しておりますが、あらためて、この有志の会への参加を呼びかけさせていただく次第です。

なお、皆さまのご同意を得た上で、以下のような声明を「安全保障関連法案に反対する専修大学有志の会」として表明させていただきたいと考えております。

今国会での「安全保障関連法案」の強行採決に抗議し、同法案の廃案を求める声明

現在、国会では集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法案（「平和安全法制整備法案」および「国際平和支援法案」）11件が上程され、「安全保障関連法案に反対する学者の会」からSEALDsをはじめとした学生や若者までもが発する多くの強い反対の世論、さらに憲法に違反するとする大多数の憲法学者の判断にもかかわらず、7月15日の衆議院特別委員会および同16日の本会議において、強行採決により可決されました。

一昨年「特定秘密保護法」の制定から、今般の「安全保障関連法案」の強行採決に至るまで、主権者である国民の意思を反映させることを怠った安倍晋三政権、および与党の

拙速かつ強引な国会運営に対して、平和と民主主義を希求するわたしたち専修大学の有志は、深い憂慮と危惧の念を抱かざるを得ません。

先のアジア・太平洋戦争では、昭和 18 年のいわゆる学徒出陣によって本大学からも 2,000 名を越える学生（大学学部 1,286 名、大学予科 97 名、専門部 771 名）が戦場に赴き、数多くの戦死者が出ました。また勤労働員中に爆撃により命を落とした学生も多数おりました。

このように、これまで研究・教育に携わる場を 140 年近くにわたって築き上げ、また社会に提供してきた機関として、学生を戦争に送ったという忸怩たる思いをその歴史に刻んでしまった本学は、こうした反省の上に立ち、学則の第 1 章第 1 条において、「本大学は、社会現象に対する自由でとらわれない研究を基礎とし、古い権威や強力に対してあくまで批判的であることを精神とし、人間の値打ちを尊重する平和的な良心と民主的な訓練を身に付けた若い日本人を創り上げることを目的とする」と謳っています。

現在審議中の「安全保障関連法案」は、憲法第九条の下、これまでの歴代政府が認めてこなかった集団的自衛権の行使を容認した上で、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備」の名の下に、「戦争をしない国」から「戦争ができる国」へ、さらにその先の「戦争をする国」へと日本を導く可能性を大きくもっており、その不適切な内容から世論を無視した形での強行採決まで、専修大学の目的および使命とおよそ相容れるものでないことは明白であり、とうてい容認できるものではありません。

戦後 70 年を迎える今日、これまで護り育んできた日本国憲法第九条の意義および価値をいまこそ再確認し、その理念を一層深めなければならないと考えるわたしたち専修大学の有志一同は、政府および国会が民主主義の原則と憲法第九条の精神にもう一度立ちかえり、本国会においてこれらの「安全保障関連法案」すべてを廃案にすることを、ここに強く求めます。

以 上

2015 年 8 月 29 日

安全保障関連法案に反対する専修大学有志の会